

農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料
（グルホシネート）

グルホシネート (glufosinate-ammonium)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき変更の登録申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和 6 年（2024年）9 月 9 日 変更の登録の申請

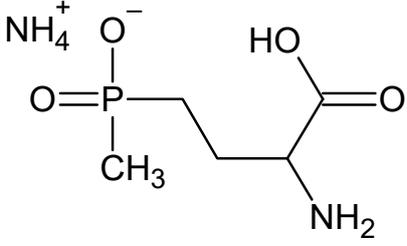
令和 7 年（2025年）5 月 12 日 農業資材審議会への諮問

令和 7 年（2025年）5 月 15 日 農業資材審議会農薬分科会（第46回）への諮問の報告

② 農薬原体部会

令和 7 年（2025年）10 月 30 日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第26回）

3. 審議農薬の基本情報

- ① 化学名 (IUPAC) グルホシネート
ammonium [(3*RS*)-3-amino-3-carboxypropyl]methylphosphinate
- ② CAS 登録番号 77182-82-2
- ③ 分子式 $C_5H_{15}N_2O_4P$
- ④ 構造式 
- ⑤ 分子量 198.16
- ⑥ 初回登録年 昭和59年 (1984年)
- ⑦ 用途 除草剤
- ⑧ 作用機作 グルホシネートは、植物中のグルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。
(HRAC分類：10)
- ⑨ 主な適用作物 麦類、果樹類、野菜類
- ⑩ 使用方法 雑草茎葉散布等
- ⑪ 登録申請農薬 別紙1参照

4. 農薬原体部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格*

| 有効成分 | | | |
|----------|---------------------------|-----|-------------|
| 一般名又は略称 | 化学名 | 構造式 | 含有濃度 |
| グルホシネート酸 | DL-ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィン酸 | | 870 g/kg 以上 |

*：水を除いた乾物換算の値

② 農薬原体中のグルホシネート酸の分析法

農薬原体中のグルホシネート酸は、CIPAC法（No.437）に従って定量する。

③ 農薬原体の組成分析

グルホシネートの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、グルホシネート酸及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は990～1021 g/kgであった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体及び毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

別紙1に掲げる農薬の製造に用いるグルホシネート原体に4.①の規格を設定する変更の登録の申請について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲、使用方法及び被害防止方法の変更は含まれていない。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病虫害の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病虫害の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

登録を受けた農薬の名称は変更できない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

本申請で変更する事項には、本号の規定に基づく省令で定める場合として掲げる要件に該当しうる変更は含まれていない。

別紙 1

申請に係るグルホシネートを有効成分として含む農薬一覧

| 登録番号 | 農薬の名称 |
|-------|-------|
| 20958 | バスタ液剤 |

別紙2

参照資料一覧

- (1) グルホシネート（BASFジャパン株式会社）の農薬原体の組成に係る評価報告書
（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和7年10月30日）